

肝炎治療に対する 医療費助成について



和歌山県では、肝硬変や肝がんの予防、健康の保持を目的として、B型及びC型ウイルス性肝炎に対する抗ウイルス治療（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療）の医療費の一部を助成しています。

◆ 対象となる医療は

C型ウイルス性肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているもの。当該治療を行うための初診料、再診料、検査料、入院料等が該当します。

（注）保険診療以外の費用や入院時食事療養費や入院時生活療養費、抗ウイルス治療（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療）との関係が認められない費用は対象外です。

◆ 対象者は

上記の対象医療を必要とする和歌山県内に住所を有する方で、各医療保険に加入している方とその扶養家族の方が対象となります。

◆ 受給者証（認定）の有効期間は

有効期間は、原則として保健所で申請書を受理した月の初日から1年以内で、治療予定期間に即した期間です。ただし、インターフェロン治療に係る有効期間は、一定の要件を満たした場合、その理由によって延長が認められます。

また、インターフェロン治療に係る助成を一度受けた方も、前回の治療結果等により、一定の条件を満たしていれば、再度の助成を申請することができます。（医師にご相談ください。）

なお、核酸アナログ製剤治療については、医師が必要と認めた場合、更新が認められます。

◆ 申請

以下の必要書類を添えて、お住まいの地域を管轄する保健所へ申請してください。知事の認定を受けた後、「肝炎治療受給者証」が交付されます。

- ① 「肝炎治療受給者証交付申請書」
- ② 「肝炎治療受給者証交付申請に係る診断書」
- ③ 対象者の方の世帯全員が記載された住民票の写し（コピーされたものは不可）
- ④ 対象者の方と同一世帯となっている方全員分の市町村民税（所得割）課税年額を証明する書類
- ⑤ 助成を受けようとする方の氏名が記載された被保険者証の写し

①、②の書類の様式は、各保健所窓口にて交付するとともに、和歌山県のホームページからダウンロードすることができます。

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/h_sippe/kanentiryonitaisuruiyohijosei.html

◆ 受給者証の交付は

医療機関が発行する医師の診断書を基に、肝疾患認定審査会の審査を経て認定された方に「肝炎治療受給者証」及び「肝炎治療自己負担限度月額管理票」を交付します。

◆ 認定を受けると

認定を受けると、対象となる医療費について、保険診療の患者負担額のうち、「自己負担限度額（月額）」を除いた部分が助成されます。

自己負担限度額（月額）は市町村民税（所得割）課税年額によって異なります。

※原則として1万円（所得の高い方は2万円となっています。）

区分	世帯の市町村民税（所得割）課税年額	自己負担限度額（月額）
甲	235,000円以上	20,000円
乙	235,000円未満	10,000円

◆ 治療を受ける際には

抗ウイルス治療など、肝炎に係る治療を受ける場合は、被保険者証とあわせて「肝炎治療受給者証」及び「肝炎治療自己負担限度月額管理票※1」を医療機関、薬局※2の窓口で提示してください。

※1：「肝炎治療自己負担限度月額管理票」とは、肝炎治療費の助成を受ける場合において、1か月毎の自己負担の支払状況を管理するものです。肝炎に係る治療を受ける医療機関・薬局にその都度提示してください。

※2：「肝炎治療受給者証」に記載されている医療機関・薬局です。

◆ 受給者証の変更等は

肝炎に係る治療を受ける保険医療機関等、氏名、住所、医療保険、その他申請した事項に変更が生じた場合は「肝炎治療受給者証変更交付申請書」により、住所地を管轄する保健所に提出してください。

その他、紛失等があった場合には再交付の申請が必要になります。また、県外に転出した場合など対象者の資格を失った場合には、受給者証の返還が必要となります。詳しくは住所地を管轄する保健所までお問い合わせください。

◆ ご相談の窓口は（お問合せ先・申請窓口）

保健所名	所在地	電話番号
和歌山市保健所	〒640-8137 和歌山市吹上5-2-15	073-488-5118
海南保健所	〒642-0022 海南市大野中939	073-482-0600
岩出保健所	〒649-6223 岩出市高塚209	0736-61-0023
橋本保健所	〒649-7203 橋本市高野口町名古屋927	0736-42-0491
湯浅保健所	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-64-1291
御坊保健所	〒644-0011 御坊市湯川町財部859-2	0738-22-3481
田辺保健所	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7933
新宮保健所	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8	0735-21-9630
新宮保健所串本支所	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向193	0735-72-0525

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課
和歌山市小松原通一丁目1番地 電話：073-441-2643

